

用水管理状況について

本年度の豊沢ダムの貯水量は、5月中旬まで順調に推移し、配水計画どおりの用水供給をしておりましたが、その後まとまった降雨がなく6月4日には豊沢ダム貯水量の約50%となる取水制限検討ラインに達しました。

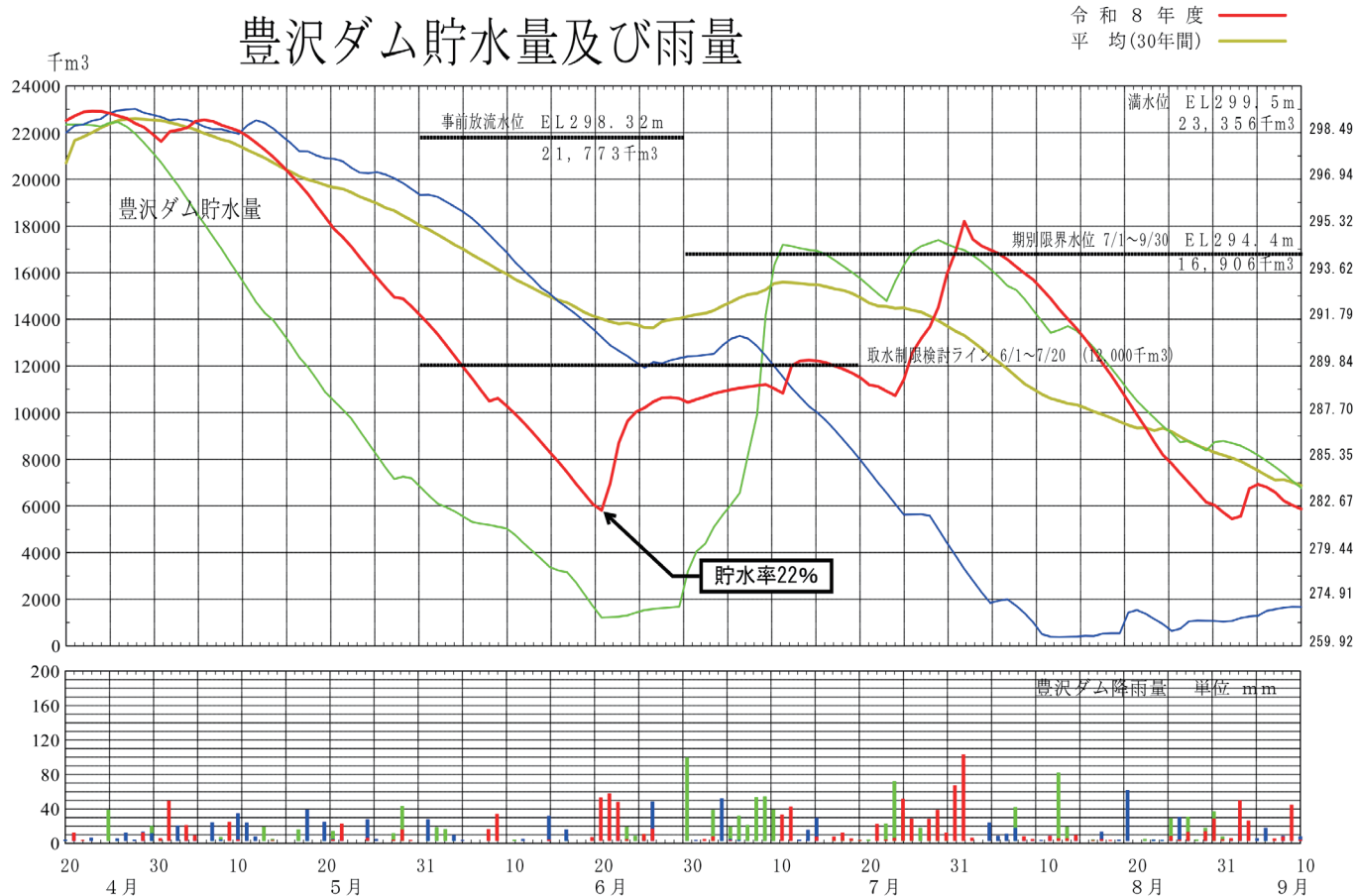
6月3日には、用排水調整・施設管理委員会、各地区委員長による地区用排水調整・施設管理委員会を開催して今後の用水管理について協議をし、理事会において断水による取水制限を実施することに決定しました。

6月21日には貯水量が22%となり、ある程度のまとまった降雨があったものの取水制限検討ラインまで回復せず、一時、昨年一昨年に続く渇水となりました。

そのため、中干し時期を利用して7月1日から10日の取水制限を実施しました。その後は、降雨により貯水量が回復したため、配水計画どおりの用水供給をすることが出来ましたが、取水制限期間も含め節水へのご協力をいただきましたことに、心より感謝いたします。

来年度以降もかけ流しをしないなどの用水管理をし、節水を意識していただきますようご協力をお願いします。

令和6年度
令和7年度
令和8年度
平均(30年間)



不法投棄について



今年度も頭首工等で不法投棄がありました。同じ場所で複数回確認されているところもあり、取水口に詰まった不法投棄物により用水供給の水量が減少していた地区もありました。そのため警察へ相談し、対応をしていただいております。

用水供給や維持管理の妨げとなりますので、不法投棄(物)を見つけた場合には、当改良区へ連絡をお願いします。



左：狼沢地内配水槽 右：尾花堰頭首工（小瀬川地内）

組合員の皆様へ

次のような時は、必ず土地改良区に届け出をお願いします。

（土地改良法第43条 権利義務の承継及び決済、土地改良法第44条 組合員の資格得喪の通知義務）

○農地を貸借したとき、または解約したとき

○農地を売買または交換したとき

- ・毎年4月1日を基準日とする土地原簿、組合員名簿をもとに、新年度の賦課金を計算しております。
- ・基準日以降に届け出があった場合は、前組合員（前耕作者や前所有者）に賦課されますので新組合員（新耕作者や新所有者）と前組合員の当事者同士で精算をしていただくことになります。
- ・届け出の際は、新組合員と前組合員の両者の記名押印が必要となります。
- ・賃借の場合は、耕作者と所有者の契約内容により「准組合員の加入」と「賦課金の分担の申し出」が必要になる場合があります。

※事前に農業委員会にご相談をお願いします。

※貸借契約の期間が満了となり解約となる場合にも届け出が必要です。

※貸借や売買により組合員が変更になる場合、未納賦課金がありますと新たな組合員が承継し納付しなければなりませんので、契約前に納付状況をご確認ください。

○組合員が亡くなったとき、または住所や電話番号が変わったとき

○農地を相続や贈与されたとき

- ・農地の貸借（解約）や売買等の場合と同様に、届け出をお願いします。
- ・賦課金の口座振替を希望される場合は、その届け出が必要となります。

○農地を農用地以外（宅地等）に転用するとき

○公共用地（道路等）に買収されたとき

- ・農地転用や公共事業に伴う買収により地区除外をされる場合は、「地区除外の申請」と「決済金の納入」が必要となり、地区除外の申請や決済金を納付されない場合は、翌年度も賦課されます。
- ・決済金の金額につきましては、事前に確認をお願いします。

※貸借や売買の手続きと同様に、事前に農業委員会にご相談をお願いします。

農業委員会や法務局等の公共機関で土地の権利移動の手続きをされても、土地改良区に届け出がなければ土地原簿や組合員名簿の修正は行われません。

○水路敷地などを使用したいとき

- ・土地改良区が管理している水路や土地を排水放流や進入路等で使用したい場合は、土地改良区への申請が必要です。
- ・公共下水道や農業集落排水への排水接続により土地改良区が管理している水路等を使用しなくなった場合にも届け出をお願いします。